

第2章 各 論

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信

2007（平成19）年7月、石見銀山遺跡がユネスコの世界文化遺産として登録されました。ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」がユネスコの目的であると定めています。石見銀山遺跡の世界遺産の取組にあたっては、「平和と人権尊重」のユネスコの精神を基底に据え、人権情報を発信しながら人権意識の高揚を図ります。

ア. 出版物等へのユネスコの精神の反映

市等が発行する、石見銀山関連の出版物・パンフレットやホームページ等に、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」を反映します。

イ. 石見銀山遺跡の調査研究の成果・公開についての情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、その成果・公開について、人権・同和問題の啓発の観点及び科学的な研究の進展に資することを目的に適切な情報発信を行います。

ウ. 関係者への人権研修

市職員はもとより、「石見銀山世界遺産センター」などの公開施設職員や「大田市観光協会」、「石見銀山ガイドの会」等関係者に対して人権研修を実施し、来訪者への対応など様々な活動の場にユネスコの精神を反映できるように努めます。

(2) 学校教育等における人権教育の推進

2007（平成19）年に実施した「市民意識調査」によると、「人権が尊重される社会を実現するための行政施策」として「学校において人権に関する教育を充実させる」との意見が最も多く、学校における人権教育への期待の高さが表れています。学校、幼稚園、保育所は、子どもの発達段階に応じて、人権尊重の精神を育み、意識を高める教育の場として重要な役割を担っています。学校等における人権教育では、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々と豊かな相互関係を深めることのできる子どもの育成を図ります。

ア. 保育所・幼稚園における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたり自分らしく生きていくための基礎を培う大切な時期であり、一人ひとりの子どもの人権が尊重され、豊かな人間性を育むことが、その後の子どもの

成長にとって極めて重要です。子どもたちは、友達と意欲をもって様々な活動に取り組み、充実感や満足感を味わうことで豊かな心や健康な体に育っていきます。

一人ひとりの子どもの育ちや個人差等にも留意し、自然や動植物と親しんだり、ふれ合ったりすることなどを通じて、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、相手の気持ちに配慮することができる豊かな心を育てる取組を進めます。

イ. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進

小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと、児童生徒は、心身ともに大きく成長し、自己の確立を図り、社会に対して目を向ける時期でもあります。そのため、教育活動全体を通じて一人ひとりの学習権を保障した上で、学校生活に起因する「いじめ」をはじめとした身近な人間関係の問題や広く社会に存在する人権問題について、それぞれの発達段階に応じた客観性のある科学的認識と差別に立ち向かう心を養う学習を通して人権教育を推進します。

また、小学校高学年から教科書に同和問題が記述されています。児童生徒たちがこの問題を正しく理解し、差別の不当性を見抜く力を身につけることのできる学習を展開するよう努めます。

さらに、特別支援学校では、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育が行われています。障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援学校や島根県、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行います。

ウ. 学校・家庭・地域社会の連携

人権尊重の精神や態度は、幼い頃の家庭教育に始まり、保育所・幼稚園、さらには小学校から高等学校にかけての教育、地域社会とのかかわりの中で養われます。幼児・児童・生徒が主体的に人権について学習し、行動する力を培うため、開かれた学校という観点に立って、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進します。

(3) 社会教育における人権教育の推進

社会教育における人権教育では、自らの生活の中で人権に関する社会構造や習俗など様々な問題に気づき、自らの学習・研究活動によって解決しようとする市民の育成が求められています。

そのために、社会教育施設では、地域・職場・世代の違いなど学習者の状況に応じながら身の回りの暮らしと関連づけたり、視聴覚教材の効果的利用を図ったりするなど様々な学習の機会を提供し、学習者の意欲向上に努めます。

ア. 公民館・まちづくりセンター等における人権教育の充実

これまで、公民館では、人権問題についての市民の正しい理解と認識を高めるため、

講座、研修会などを実施してきましたが、今後さらに、市民の学習意欲を高めるため、学習内容に工夫を凝らすとともに多様な学習の機会の提供に努めます。

特に、2009（平成21）年度から、市内7つのブロックごとに社会教育の充実を目指し設置される公民館においては、専門的で質の高い人権教育の実施を目指します。

また、市民にとって最も身近な生涯学習の拠点として各町に設置されるまちづくりセンターとの連携を図りながら、奥行きと広がりのある学習活動が展開できるよう努めます。

イ. 人権に関する啓発情報の提供

当市はこれまで、市民が人権問題を身近に考える機会づくりとして、人権に関する標語やポスター、また人権作文の募集や、その作品発表を行ってきました。

また、「広報おおだ」での「きずな」掲載や人権啓発ビデオや図書などの貸し出しに努めてきました。今後さらに、人権に関する行事の案内など情報を掲載した人権情報紙や啓発小冊子を提供し、市民の関心が高まるよう効果的な啓発のための情報提供に努めます。

ウ. 人権に関する講演会・イベントの実施

市民の人権意識の高揚を図るための啓発活動の一つとして、「人権を考える市民のつどい」、人権フェスティバルにおける「記念講演」・「人権啓発展」などに取り組んできました。今後も市民が積極的に参加しやすい雰囲気の中で、人権を考える場となるようなイベントや人権問題に関する講演会等の開催に努めます。

エ. 社会教育関係団体における人権学習の促進

社会教育団体は地域を基盤として活動しており、人権が尊重される地域社会づくりのためには社会教育関係団体の役割は大きなものがあります。PTA、女性団体、青年団体、さらには、人権に関する市民グループやボランティア団体などが自主的に人権学習に取り組みやすくなるよう学習支援に努めるとともに、人権イベントの開催など連携を図ります。

社会教育団体については、公民館やまちづくりセンターなどで開催される講座、研修への参加を促すとともに、自主的な学習活動の促進を図ります。

また、団体相互の連携と情報交換を進め、広がりを持った市民活動ができるよう啓発に努めます。

（４）隣保館における人権教育・啓発の推進

おおだふれあい会館（大田市隣保館）は、地域社会全体の中で様々な人権問題の解決や福祉向上のための拠点施設として、人権啓発・研修・情報発信をはじめ、生活上の各種相談などの事業を行う施設です。

石見銀山遺跡が「平和と人権尊重」を精神とするユネスコの世界遺産に登録されたこと

を踏まえ、関係機関と連携しながら次の事業を市民の理解と協力のもと取り組みます。

ア. 相談事業の充実

人権・同和問題をはじめとする様々な相談を受ける中で、必要に応じて自立支援のための助言も行いながら、相談者とともに考え、ともに解決を図ります。

イ. 人権学習会等の開催

教養講座受講者や同好会員の人権学習会を計画的に実施し、また、全市民を対象にした講演会等を通して人権意識の高揚を図ります。

ウ. 隣保館利用率の向上

人権に関する学習会、交流会、情報交換の場として、全市民に当会館を開放し、利用度を高めながら、人権・同和問題の解決に資する理解と認識を深めるための啓発・情報発信に努めます。

エ. 移動隣保館の実施

市内の各地域、公民館、事業所などへ出向き、人権研修や情報発信を行うなど、移動隣保館事業を積極的に実施していきます。

オ. 啓発資料の活用

啓発資料として、図書、ビデオテープなどそろえており、積極的に貸し出しをして、市民の人権意識向上を図ります。

(5) 家庭における人権教育の推進

家庭は、すべての教育の出発点であり、個人の人権を尊重し生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たしています。

近年、核家族化、少子高齢化といった家庭環境の変化により、家庭での教育機能が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス（*2）など、家庭での人権問題が顕在化しています。2007（平成19）年に実施した「市民意識調査」の子どもの人権に関する調査結果を見ると、「子どもを取り巻く環境でよくないと思うもの」については、「親の子育ての姿勢に問題がある」との意見が6割を超えました。

また、「いじめの未然防止の方法」では、「日頃からの親子間の関係が重要である」との意見が多くみられたように、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が発揮される必要があります。親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、家庭教育では、大人自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で子どもに示していくことが必要です。

そこで、学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、一人ひとりの人権を大切に
にする家庭教育ができるよう支援に努めます。

ア. 多様な学習機会や情報の提供

家庭は、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権など、様々な人権問題の関わりの
深いところであり、家族との会話の中でお互いが正しく学び合い、日頃から人権問題に
ついて認識を深めることが大切です。そのために、社会教育施設などと連携を図り、家
庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

イ. 相談事業の実施

子育てや介護、家庭内暴力などの不安や悩みを持つ家族に対する相談事業などを通し
て、家庭の教育力向上の支援に努めます。

ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消のため、男女共同参画社会の実
現に向けた家庭づくりを推進するため、啓発に努めます。

(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

企業は、社会生活に大きな影響力をもっており、「豊かな社会づくりに貢献する。」とい
う社会的責任を担っています。2007（平成19）年に実施した「市民意識調査」によると「差
別や人権侵害を受けたと感じたこと」として「職場における待遇や上司や同僚などの言動」
をあげた人が最も多いという結果が出ています。そのために、企業とそこに働く人々に対
して、人権を大切にし差別のない職場づくりを進めるための支援に努めます。

また、人権が尊重される地域社会を築くために、一人ひとりが主体的に学習活動に取り
組むことができるような人権教育・啓発に努めます。

ア. 企業内研修の推進

企業における人権意識の普及を図るため、関係機関との連携により、企業主等を対象
とした公正な採用選考についての研修を開催し、また、企業内研修の開催を働きかけて
きました。引き続き関係機関、関係団体と連携を強め、研修会への指導員の派遣など、
企業内研修が取り組める体制が整備されるよう支援に努めます。

イ. 人権に配慮した明るい職場づくりの推進

職場内が明るく働きやすくなるためには、職場の一人ひとりが人権感覚を高めること
が大切です。そのために、職場研修やグループ研修が積極的に取り組まれるよう研修の
資料などの提供に努めます。

ウ. 市民の自発的な学習の支援

人権問題についてのパンフレットや啓発ビデオなどの視聴覚教材の充実を図り、社会教育施設や隣保館を通して資料や情報を提供し、市民の自発的な学習の支援に努めます。

(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、人権に関わりの深い職業従事者に対して、人権教育に関する取組を積極的に推進する必要があります。そのため、以下のとおり人権に関わりの深い職業従事者に対し、研修等による人権教育に努めます。

ア. 市職員

全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を、さらに当市では、ユネスコを行政施策に生かして具体化するという責務を担っています。一人ひとりが公務員としての自覚をもち、あらゆる人権問題に対する理解を深め、職務の遂行に努めなければなりません。

当市においては、2007（平成19）年9月に策定した人材育成基本方針の基本理念として、「人権尊重の視点にたった住民への貢献・組織の発展といった市の役割と、自己成長を求める職員側の期待や欲求との統合・調和による人材育成を図る」こととしています。

市職員に対しては、同和問題をはじめとする人権問題について、新規採用職員から中堅・管理職員まで全員を対象とした、市独自の研修や関係機関、関係団体が実施する学習会、講演会に積極的に参加させるなど、人権意識の高揚に努めてきました。職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って、人権に配慮した行政の推進ができるよう人権研修を充実させるとともに、各部署に「人権啓発推進員」を置き、各職場での自主的研修の推進に努めます。

イ. 教職員

教職員は、学校における教育活動を直接担い、児童生徒の成長・発達に大きな影響を与える立場にあり、人権を尊重した学校教育を実施するための知識や技術の研修を深めて、指導力の向上に努めることが大切です。

これまでも教職員に対しては、さまざまな研修等の機会を捉えて資質向上を図ってきたところですが、今後も人権意識をさらに高め、全校体制で人権教育を推進できるように取り組むとともに、教職員一人ひとりが自己を問い直し、差別の現実学び、人権尊重・差別撤廃を自らの生き方の基本に関わる課題として取り組めるよう、研修内容の一層の充実に努めます。

ウ. 医療・保健関係者

医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。業務の遂行にあたっては、患者や要介護者の人権

を尊重するとともに、プライバシーや診療情報などの保護が必要です。

また、近年の医療技術の発達により遺伝子治療や臓器移植などの高度医療では、新たな人権問題の発生が懸念されます。これらについて、人権の重要性を認識し、関係機関、関係団体と連携しながら、さらなる人権教育の推進を図ります。あわせて、医師会等にも人権教育の充実について働きかけていきます。

大田市立病院においては、患者の権利を明確に位置づけ、それを尊重し保障することを宣言しています。患者等の個人情報については、大田市立病院個人情報保護委員会を設置しており、院内における個人情報保護規定に基づいて適正に管理しています。引き続き、患者等の人権に配慮した医療が提供されるよう努めます。

エ. 福祉関係者

地域において様々な生活相談などの支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ること（個人情報の保護）が特に重要であるとされています。そのため、県との連携や、市や各地区で開催される研修会への積極的な参加を促す等、様々な研修の機会を捉え、引き続き人権研修を進めていきます。

社会福祉施設職員、ホームヘルパーなど社会福祉関係事業の従事者は、高齢者、障害者など社会的弱者の生活相談や身体介護など直接関わっているため、特に人権に配慮した対応が求められます。人権を尊重するとともに、利用者の立場に立ったケアマネジメント等の研修を実施し、資質の向上を図ります。

また、各職場で人権教育が実施されるよう事業主に対して要請します。